

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の16の規定により、次のとおり放置違反金の収納事務を委託しました。

放置違反金収納事務委託先一覧

令和4年4月1日

委託内容	委託した相手方	委託期間
放置違反金の収納の取りまとめに関する事務	株式会社山口銀行 下関市竹崎町四丁目2番36号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
	地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	
直営店舗及び加盟店舗における放置違反金の収納	株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号	
	株式会社セイコーマート 札幌市中央区南9条西5丁目421番地	
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8	
	株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目1番21号	
	株式会社ポプラ 広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	
	ミニストップ株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
	山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	
	株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号	
スマートフォン等の電子機器による決済サービスでの放置違反金の収納	ビリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	
	LINE Pay 株式会社 東京都品川区西品川一丁目1番1号	
	PayPay 株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号	